

◎新潟県告示第1094号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和4年5月2日から令和4年8月31日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市中央区西船見町地先～新潟市中央区関屋地先